

## 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

## 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人恵徳会（以下「法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第 45 条の 3 第 1 項第 3 号に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

### (報酬の額の決定)

第 4 条 一般的な社会福祉法人の報酬を調査し、報酬の額は次の各号の区分に応じて定めるものとする。

- 2 評議員には、定款第 8 条で定めるとおり総額が年間 20 万円を超えない範囲で、報酬を支給する。
- 3 全理事の報酬総額は、年間 30 万円以内とする。
- 4 全監事の報酬総額は、年間 15 万円以内とする。
- 5 役員等の報酬の額は、別表第 1 に定めるとおりとする。

附 則

令和 4 年 1 月 13 日、新たに第 1 項をもうけ、これまでの第 1 項を第 2 項に改め以下繰り下げて、平成 29 年 4 月 1 日に遡り適用する。

#### (報酬の支給日)

第 5 条 役員等の報酬は、職務執行の当日支払うものとする。

#### (報酬の支給方法)

第 6 条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

#### (費用)

第 7 条 役員等の費用は、別表第 2 に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

#### (公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

#### (補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

#### 附 則

1. この規程は、平成 7 年 1 月 1 日より施行する。
2. 平成 8 年 8 月 1 日改正。
3. 平成 16 年 6 月 1 日改正。
4. 平成 19 年 3 月 28 日一部改正し、平成 19 年 1 月 1 日に遡り適用する。
5. 平成 29 年 9 月 26 日一部改正し、平成 29 年 4 月 1 日に遡り適用する。
6. 令和元年 6 月 25 日全文を見直し、平成 29 年 4 月 1 日に遡り適用する。
7. 令和 4 年 1 月 13 日一部改正し、平成 29 年 4 月 1 日に遡り適用する。

別表第1 役員等の報酬の額（第4条第4項関係）

役職名	報 酬 の 額
評 議 員	会議等への出席の都度：1人一律 8,000円
常 勤 役 員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く。）
非常勤役員	会議等への出席の都度：1人一律 8,000円
監 事	監査及び会議等の出席の都度：1人一律8,000円)

別表第2 費用（第7条第1項関係）

事 項	費 用 弁 償 額
会議等への出席 （公共交通機関利用）	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額
県外出張	法人職員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額